

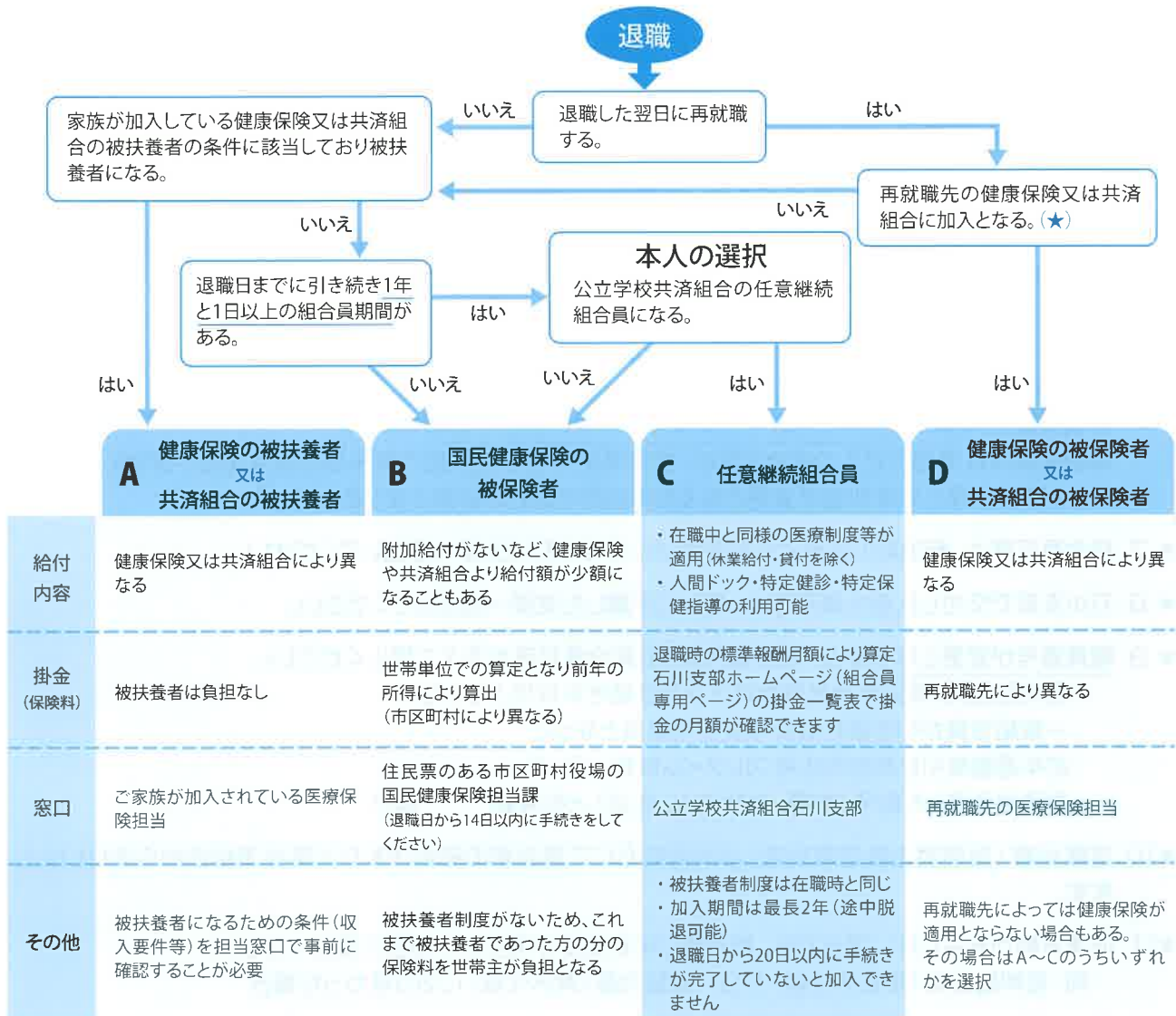
退職後の健康保険手続き

組合員が退職した場合は、その翌日から組合員の資格を喪失し、組合員証等を使用しての医療給付を受けることができなくなります。

退職後、医療給付を受けるためには、次のいずれかの健康保険制度に加入しなければなりません。

フロー図を参照のうえ、どの健康保険に加入するか十分に検討してください。

また、共済組合員証等は、所属所を通じて共済組合へ返却してください。（資格喪失後に組合員証等を使用した場合は、共済組合が負担した医療費等を返還していただきます。）



(★)公立学校へ再就職される方へ

再就職が

- ・フルタイム再任用・育児休業代替職員の方 → **【一般組合員】**として共済組合に加入となります。
- ・臨時的任用職員・短時間(31時間)再任用・会計年度任用職員(*条件あり)の方 → **【短期組合員】**として共済組合に加入となります。
- ・ハーフタイム再任用(19時間30分)の方は、健康保険の適用はありません。